

## 注射用カリウム製剤の適応外使用について

使用内容	低カリウム血症に対する高濃度注射用カリウム製剤の使用
対象患者	当院で治療を受ける患者で、輸液量の制限等が必要な低カリウム血症を呈した患者
実施期間	永続的に使用
目的・概要	低カリウム血症の補正においては、重篤な場合や内服薬が困難な場合に注射用製剤が使用されますが、注射用カリウム製剤は添付文書上、40mEq/L以下に希釈し、20mEq/hr を超えない速度で投与し、1日投与量が100mEq を超えないことと規定されています。しかし、全身管理を行う重症患者さんや、基礎疾患等で輸液量の制限が必要な患者さんで、なおかつ重篤な低カリウム血症を呈する場合においては、添付分文書の規程を逸脱して使用する場合があります。
使用場所	中央手術室、HCU(高度治療室)、入院病棟
使用条件	速度:20mEq/hr 以下 輸液ポンプまたはシリンジポンプを用いて投与 心電図モニターを装着 80mEq/L を超える場合は中央手術室、HCU に限る。80mEq/L $\geq$ K>40mEq/Lの場合は、入院病棟も可。
想定される不利益と対策	カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがあるため、防止のために、心電図モニターを装着して使用し、頻回に血清カリウム値を確認します。異常が認められた場合は、速やかに減量もしくは中止し、適切な処置を行います。
使用に関する同意について	当院では対象となる患者さんのお一人ずつに直接説明を行い同意をいただく代わりに、ホームページに情報を公開することにより実施します。本件に同意をいただけない場合やお問い合わせなどありましたら、担当医師にお申し出ください。

栃木県立がんセンター 病院長